劇　薬	
有機薬品及びその製剤	
一～五十九の十五　（略）	
五十九の十六　ダニコパン及びその製剤	
五十九の十七　タラゾパリブ又はその塩類の製剤であつて一カプセル中タラゾパリブとして一㎎以下を含有するもの	
五十九の十八～五十九の二十一　（略）	
六十～百三十四の十一　（略）	
百三十四の十二　ルスパテルセプト及びその製剤	
百三十四の十三　（略）	
百三十五・百三十六　（略）	

劇　薬	
有機薬品及びその製剤	
一～五十九の十五　（略）	
（新設）	
（新設）	
五十九の十六～五十九の十九　（略）	
六十～百三十四の十一　（略）	
（新設）	
百三十四の十二　（略）	
百三十五・百三十六　（略）	

百三十七　レブリキズマブ及びその製剤	（新設）
百三十八・百三十九　（略）	百三十七・百三十八　（略）
百四十　ロナファルニブ及びその製剤	（新設）
百四十一　（略）	百三十九　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～百二十八　（略）	一～百二十八　（略）
百二十九　タラゾパリブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百三十～二百二十五　（略）	百二十九～二百二十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。